資料６

令和７年２月
水産庁漁獲監理官

外規法施行規則等の一部改正（外国人によるまき餌づりの規制の緩和）について

１ 外国人によるまき餌づりに係る現行制度の概要

外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）（以下「外規法」という。）及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成８年法律第 76 号）（以下「漁業主権法」という。）では、外国人が漁業及び水産動植物の採捕を行うことを原則禁止としているが、「その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なもの」を除外しており、両法の施行規則において、軽易な水産動植物の採捕の一つとして、「さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）」が規定されている。

２ 改正経緯と必要性

（１）遊漁としての釣り行為（レジャー等を目的としたさおづり又は手づりによる水産動植物の採捕）のうちまき餌づりについては、かつては、漁業調整規則により、国内で広く一律に禁止されていた。このため、我が国における外国人によるまき餌づりについても、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則に軽易な水産動植物の採捕として規定する「さおづり又は手づり」から除外し、禁止してきたところ。

（２）しかしながら、遊漁としてのまき餌づりが一般的な遊漁の漁法として定着している実態があり、漁業調整規則において遊漁者に対してまき餌づりを禁止漁法として制限する必要性は総じて認められなくなっているとして、平成 14 年に都道府県漁業調整規則例が改正される（平成 14 年 12 月 12 日付け 14 水資第 2968 号水産庁長官通知）等、各都道府県において漁業調整規則の見直しが進められた。現在は、「まき餌づり」を一律に禁止している都道府県は茨城県のみとなっている（R7.2.6 現在）。

（３）遊漁としてのまき餌づりが一般的に広く定着し、ほとんどの都道府県において漁業調整規則による一律禁止の見直しが進められてきた状況も鑑みれば、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則において、外国人に対してのみまき餌づりの一律禁止を継続することには、合理性がないことから、改正（まき餌釣りの規制を緩和）することとした。

３　改正の概要

（１）外規法施行規則については、同規則第２条に規定される軽易な水産動植物の採捕のうち、同条第１号について、「（まき餌づりを除く。）」を削除する。

（２）漁業主権法施行規則については、同規則第１条に規定される軽易な水産動植物の採捕のうち、

①第１号の「さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕」から「（まき餌づりを除く。）」を削除するとともに、

②新たに第２号として「さおづり又は手づりのうちまき餌づりによる水産動植物の採捕」を追加し、これについて、日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に日本船舶により行うものとする。

４　公布及び施行の日

令和７年２月７日（金）

以　上

○農林水産省令第二号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条ただし書及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日

農林水産大臣　江藤　拓

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を削る。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕） 第二条　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　投網による水産動植物の採捕 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕#	（軽易な水産動植物の採捕） 第二条　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　投網による水産動植物の採捕 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（軽易な水産動植物の採捕） 第一条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第三号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第二号及び第四号に掲げるものにあっては適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において行うものに限るものとする。 一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕（次号に掲げるものを除く。）# 二　さおづり又は手づりのうちまき餌づりによる水産動植物の採捕# 三　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕# 四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕#	（軽易な水産動植物の採捕） 第一条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあっては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。 一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕 （新設） 二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

省　令

○**農林水産省令第二号**

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条ただし書及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日　農林水産大臣　江藤　拓

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を削る。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕） **第二条**　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。	（軽易な水産動植物の採捕） **第二条**　法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。
一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕	一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕
二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕	二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕
三　投網による水産動植物の採捕	三　投網による水産動植物の採捕
四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕	四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（軽易な水産動植物の採捕） **第一条**　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第三号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第二号及び第四号に掲げるものにあっては適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において行うものに限るものとする。	（軽易な水産動植物の採捕） **第一条**　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあっては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあっては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。
一　さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕（次号に掲げるものを除く。）	一　さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕
二　さおづり又は手づりのうちまき餌づりによる水産動植物の採捕	（新設）
三　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕	二　たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕
四　ひき縄づりによる水産動植物の採捕	三　ひき縄づりによる水産動植物の採捕

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○**防衛省令第二号**

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日　防衛大臣　中谷　元